

あきる野環境フェスティバル2018
フリーマーケット出店者募集



あきる野環境フェスティバル2018会場で行うフリーマーケットの出店者を募集します。
▽日時 5月12日(土) 午前10時～午後3時まで(雨天実施)
▽場所 都立秋留台公園
▽応募資格 市内在住の個人・グループなどで、販売を仕事

としていない方(中学生以下の方が出店する場合は、保護者同伴)
▽出品物 リサイクル品と手作り品(営業用の商品、食料品、動植物、成人向雑誌、その他法律で禁止されている物などの販売は禁止)

▽募集区画数(予定) 80区画(抽選)
※抽選の場合、4月10日(火)午後2時から行います。

▽出店料 千円
▽申込み方法 4月6日(金)～(消印有効)までに、往復はがきに「あきる野環境フェスティバル2018フリーマーケット出店希望」、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号(連絡のつく番号)、販売

品の種類を記入の上、郵送してください(返信用表面にも必ず返信先を記入)。
※1世帯(1グループ)1通に限りです。
※他人名義では応募できません。
※電話や窓口では受け付けません。
▽その他
●出店する場合、4月16日(月)から20日(金)までに、出店の手続きを行ってください。
●小間の付近(園内)まで、車の進入ができません。公園駐車場から出店場所まで荷物を運ぶ必要があります。
●秋はあきる野環境フェスティバル、フリーマーケットはありません。

平成30年度
木造住宅の耐震診断・
耐震改修費用の一部を
助成します

▽耐震診断費用の助成

●対象：昭和56年5月31日以前に建築した木造2階建て以下の住宅で、自らが所有し、かつ居住している家屋
●助成金額：耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5千円を限度)
●対象棟数：10棟(抽選)
●診断機関：東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習終了者で市内に事務所等を有しているもの

▽耐震改修費用の助成

●対象：あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と

診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
●助成金額：耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
●対象棟数：3棟(抽選)
●施工業者：市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了したもののほか、詳しくは、市ホームページか都市計画課で配布するチラシをご覧ください。
※この制度を利用する場合は、事前にご相談ください。なお、耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りで、予算の範囲内で助成します。

▽申込み方法

4月2日(月)から27日(金)(必着)までに、申込書に必要事項を記入の上、添付書類と共に送付するか直接

国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料の
税率などが変わりました

平成30年度から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の税率、限度額、軽減判定所得基準額が変わりました。国民健康保険の納税通知書は被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、7月上旬から中旬までに送付します。

▽国民健康保険税

●資産割が廃止されました。
●医療分に係る所得割額の税率が4・63割から5・03割になりました。
●医療分の課税限度額が54万円から58万円になりました。

「秋川溪谷 瀬音の湯」
市民割引をご利用ください



「秋川溪谷 瀬音の湯」では平日の利用に限り、市内在住の方を対象とした市民割引を実施しています。

▽割引内容(入浴料)
●大人(中学生以上)：900円
●子ども(小学生)：450円
↓250円

▽対象 市内在住の方
▽割引対象日 月曜日～金曜日(土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日、1月1日～4日を除く)

▽定休日 3月、6月、9月、12月の第2水曜日(その他施設点検などで休館有り)

▽利用方法 「秋川溪谷 瀬音の湯」の入浴券売場で、あきる野市専用の入浴券を購入し、市民であることが証明できるもの(運転免許証や健康保険証など)を提示してください。

▽その他 回数券の利用者は対象外となります。また、市内在住で国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、従来どおり、土曜・日曜日、祝日などの割引利用券(大人700円)が利用できます。

▽問合せ 観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進係

国民健康保険加入者の
皆さんに温泉施設の
割引利用券のご案内

●所得割額の軽減、被扶養者軽減の軽減率が変わりました。
※詳しくは、3月17日の新聞折込「東京いきいき通信」2018年3月、7月に送付する保険料額決定通知書に同封のチラシをご覧ください。

▽後期高齢者医療保険料

●保険料の率は、2年間の医療給付費などを推計し、2年ごとに見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、平成30・31年度の保険料率などを決定しました。

●均等割額が4万2400円から4万3300円になりました。

●所得割率が9・07割から8・80割になりました。

▽特別障害者手当

●年間保険料限度額が57万円から62万円になりました。
●均等割額の軽減判定基準額が変更され、軽減額が拡大しました。

る方の健康増進のために、次の温泉施設の割引利用券を配布しています。

▽温泉施設
●「秋川溪谷 瀬音の湯」(☎95・2614)
●檜原温泉センター「数馬の湯」(☎598・6789)
●奥多摩温泉「もえぎの湯」(☎0428・82・7770)
●生涯青春の湯「つるつる温泉」(☎597・1126)

●営業時間などは、各施設にお問い合わせください。

▽利用料金 表のとおり
▽配布枚数 1回につき1世帯1枚(1枚で3人まで利用可) ※枚数に限りがあります。2回以上利用する方は、お問い合わせください。

▽配布場所 保険年金課、五日市出張所、増戸連絡所(五日市フラインプラザ内、火曜・木曜・金曜日の午前9時～午後5時)

表 割引後の利用料金

秋川溪谷 瀬音の湯	大人700円 (250円)
数馬の湯	大人520円 (210円)
もえぎの湯	大人480円 (210円)
つるつる温泉	大人620円 (210円)

※中学生以上は大人料金です。
※カッコ内は小学生料金です。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係、後期高齢者医療係
※国民健康保険被保険者証を必ずお持ちください。
※市内在住で後期高齢者医療被保険者の方の「秋川溪谷 瀬音の湯」の割引利用券も同様です。

別表1 特別児童扶養手当額(月額)

区分	4月分から
特別児童扶養手当1級	51,700円
特別児童扶養手当2級	34,430円

別表2 児童扶養手当額(月額)

区分	4月分から
全部支給	42,500円
一部支給	42,490円～10,030円
第2子加算	全部支給 10,040円
	一部支給 10,030円～5,020円
第3子以降加算	全部支給 6,020円
	一部支給 6,010円～3,010円

特別児童扶養手当(20歳未満)の心身に障がいのある児童を養育している方が対象」と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母か父などが対象)の手当額が4月分から別表1・2のとおりとなりました。

▽問合せ 子ども政策課子ども政策係